	道路整備勘定	道路環境改善事業費
		北海道道路環境改善事業費
		沖縄道路環境改善事業費
		道路交通安全対策事業費
		東日本大震災復興道路交通安全対策事業費
		北海道道路交通安全対策事業費
		沖縄道路交通安全対策事業費
		地域連携道路事業費
		東日本大震災復興地域連携道路事業費
		北海道地域連携道路事業費
		沖縄地域連携道路事業費
		道路交通円滑化事業費
		北海道道路交通円滑化事業費
		沖縄道路交通円滑化事業費
		業務取扱費業務勘定へ繰入のうち
		道路整備事業業務取扱費財源業務勘定へ繰入
		道路環境整備事業業務取扱費財源業務勘定へ繰入
		東日本大震災復興業務取扱費業務勘定へ繰入
	港湾勘定	港湾環境整備事業費
		東日本大震災復興港湾環境整備事業費
		北海道港湾環境整備事業費
		港湾事業費
		東日本大震災復興港湾事業費
		北海道港湾事業費
		離島港湾事業費
		沖縄港湾事業費
		エネルギー・鉄鋼港湾施設工事費
		業務取扱費業務勘定へ繰入のうち
		港湾整備事業業務取扱費財源業務勘定へ繰入
	空港整備勘定	空港整備事業費
		北海道空港整備事業費
		離島空港整備事業費
		沖縄空港整備事業費
		航空路整備事業費
		業務取扱費業務勘定へ繰入
	業務勘定	業務取扱費のうち
		営繕宿舎費
		東日本大震災復興営繕宿舎費
		社会資本整備事業調査費

所管	特別会計・所管・組織	項
国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省	東日本大震災復興復興庁	
	復興庁	原子力災害復興再生支援事業費
		農林水産業復興事業費
		住宅・地域公共交通等復興事業費のうち
		施設整備費
		防衛復興政策費のうち
		航空機購入費
		東日本大震災復興事業費
		東日本大震災災害復旧等事業費
		農業生産基盤保全管理・整備事業費食料安定供給特別会計へ繰入
		治水事業費等社会資本整備事業特別会計へ繰入のうち
		治水事業等財源社会資本整備事業特別会計へ繰入
		道路整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入
		港湾整備事業費等社会資本整備事業特別会計へ繰入のうち
		港湾整備事業等財源社会資本整備事業特別会計へ繰入
	防衛省	
	防衛本省	武器車両等整備費
		航空機整備費

3　繰越経費

財政法第34条の２第１項の規定により平成24年度において指定された経費で、平成25年度に繰り越されたもののうち、前２号に掲げるもの以外のもの。

○文部科学省告示第七十号

社会通信教育規程（昭和三十七年文部省令第十八号）第二条第四項の規定に基づき、社会通信教育基準（昭和三十七年文部省告示第百三十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年四月二日　文部科学大臣　下村　博文

第一の２中「もしくは」を「若しくは」に、「および」を「及び」に、「または」を「又は」に、「必要な」を「必要かつ」に改め、第一の３中「もしくは」を「若しくは」に、「または」を「又は」に、「その主義や信条」を「それらの主義若しくは信条」に、「あつて」を「あつて」に改め、第一の４中「三月」を「二月」に改める。

第二の４の見出しを「施設等」に改め、同項中「行なう」を「行う」に改め、「専用の」を削り、「および」を「及び」に改める。

第三の標題中「および」を「及び」に改め、第三の３中「および」を「及び」に、「行なう」を「行う」に改め、同項後段を削る。

第四の１中「通信教育の」及び「（以下「教材」という。）」を削る。

第六八中「教育計画にしたがつて通信教育の全課程を受講した者に対して試験を実施し、その実施する試験及び」に、「ときは、当該課程」を「受講者に対して、当該通信教育」に改め、第六を第六の２の１とし、第六に次の一項を加える。

２　受講者が当該通信教育の修業期間内に全ての内容を学習し、前項の試験及び平常の成績が所定の水準以上であると認めるときは、前項の規定にかかわらず、社会通信教育規程（昭和三十七年文部省令第十八号）第五条第一項に規定する規則に定めるところにより、当該通信教育の修了を認め、修了証書を授与することができる。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。